

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした受検自粛要請事項により
令和2年度後期技能検定試験の受検を自粛された場合の取り扱いについて

愛知県職業能力開発協会

下記のとおり、新型コロナウイルス感染症に感染した、あるいは感染の疑いがあるため、感染拡大防止措置に従い受検を自粛いただいた場合に、当該試験の受検手数料をお返しいたしますので手続きをしてください。ご不明な点はお早めに愛知県職業能力開発協会技能検定課までお問い合わせください。

記

1 受検手数料をお返しする手続きについて

- (1) 提出書類 受検手数料返却依頼書
- (2) 提出先 愛知県職業能力開発協会技能検定課
- (3) 提出期限 自粛いただいた試験の実施日から2週間以内

【例】試験日2月7日(日)→提出期限2月20日(土)

- (4) 提出方法 提出期限以内に到着するよう郵送してください(提出期限日消印有効)

- (5) 受検手数料返却予定月日

令和3年3月末(返却期日決定後当協会ホームページでお知らせします)

2 受検手数料をお返しできる場合、できない場合

(1) お返しできる場合

ア 試験当日に次の症状があり受検を自粛した方

○平熱を超える発熱 ○咳、のどの痛みなどの風邪の症状 ○だるさ(倦怠感)、息苦しさ ○嗅覚や味覚の異常 ○身体が重く感じる、疲れやすい等

イ 試験日前2週間以内に次に該当する事実があったため受検を自粛した方

○新型コロナウイルス感染症陽性と判定された ○新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触 ○同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる ○過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触

(2) お返しできない場合

ア 欠席理由

○業務の都合による欠席 ○冠婚葬祭等自己都合による欠席 ○受検申請日以前からの事由（基礎疾患等）による欠席 ○試験日以前から新型コロナウイルス以外の感染症の罹患による発熱等の症状により療養していた場合（インフルエンザ、はしか等） ○その他怪我等、新型コロナウイルス感染症に関係のない事由による欠席

イ 手続き、受検状況による理由

- 提出期限内に必要な事項をすべて記入した受検手数料返却依頼書を提出しなかった場合。
- 実技試験の試験区分が2以上ある作業で、自粛した試験に先立って実施された別の区分の実技試験を2(1)に該当しない理由で欠席している場合。

【例】 実技試験の判断等試験の受検を自粛したが、判断等試験より前に実施された同作業の製作等作業試験を自己都合により欠席していた。

愛知県職業能力開発協会 技能検定課

○住所

〒451-0035

名古屋市西区浅間二丁目3-14

○電話 052-524-2034

○FAX 052-325-5788

○メール kentei@avada.or.jp

○ホームページ <http://www.avada.or.jp/information/detail.html?id=175>